

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民年金に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

海田町は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

広島県海田町長

公表日

令和7年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	海田町は、国民年金法(昭和34年法律第141号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 適用業務 国民年金法に基づき、国民年金被保険者(第1号被保険者のみ)資格の取得・喪失、付加保険料納付申出・辞退及び氏名・住所等の変更の届出の受付を行い、日本年金機構に報告する。 2 免除業務 (1)国民年金法に基づき、国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例申請の受付を行い、日本年金機構に報告する。また、審査に必要な情報を日本年金機構に報告する。 (2)国民年金法に基づき、国民年金保険料の継続免除審査に必要な情報を日本年金機構に提供する。 (3)国民年金法に基づき、障害年金受給、生活保護法による生活扶助の受給等の理由による法定免除申請の受付を行う。 3 給付業務 国民年金法に基づき、年金である給付及び一時金の支給の届出の受付を行い、日本年金機構に報告する。
③システムの名称	1 国民年金管理システム 2 住民記録管理システム 3 個人住民税管理システム 4 団体内統合宛名システム

2. 特定個人情報ファイル名

(1)国民年金管理情報ファイル(国民年金管理システムDB)、(2)国民年金被保険者関係届書(申出書)、(3)国民年金保険料学生納付特例申請書、(4)国民年金保険料免除・納付猶予申請書、(5)国民年金被保険者異動届兼国民健康保険被保険者異動届

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・番号法第9条第1項 別表46の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(別表省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) 第24条の2第1項、第2項、第3項、第4項、第6項
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	住民課
②所属長の役職名	住民課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒736-8601 広島県安芸郡海田町南昭和町14番17号 海田町役場 町民生活部 住民課 国保年金係 電話:082-823-9206 ファックス:082-823-9627
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒736-8601 広島県安芸郡海田町南昭和町14番17号 海田町役場 町民生活部 住民課 国保年金係 電話:082-823-9206 ファックス:082-823-9627
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 [1万人以上10万人未満]
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満 [500人未満]
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし [発生なし]

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要な情報を入手することがないよう、申請書様式において、手続に必要な項目のみ記入するようにしている。また、国民年金業務を行うシステムでは特定個人情報を入力・登録する権限は付与されていない。業務に使用するエクセル等にも特定個人情報を入力する作業はない。マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行っている。特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		
[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要な情報を入手することがないよう、申請書様式において、手続に必要な項目のみ記入するようにしている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月23日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要（一部）	海田町は、国民年金法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。	海田町は、国民年金法、年金生活者支援給付金の支給に関する法律、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。	事後	事務に関する内容追加に伴う関連法の追記
平成28年8月23日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要（一部）	2 免除業務（省略）	2 免除業務（省略） （3）国民年金法に基づき、障害年金受給、生活保護法による生活扶助の受給等の理由による法定免除申請の受付を行う。また、生活保護法による生活扶助の受給開始及び廃止の情報を日本年金機構に提供する。	事後	事務に関する内容追加に伴う関連法の追記
平成28年8月23日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要（一部）	3 給付業務（省略）	3 給付業務（省略） （4）特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき、特別障害給付金の支給に必要な情報を日本年金機構に提供す	事後	事務に関する内容追加に伴う関連法の追記
平成28年8月23日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	（平成26年内閣府・総務省令第5号）	（平成26年内閣府・総務省令第5号）	事後	記載統一のため、半角を全角に訂正
平成28年8月23日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	※別表第一の31、95の項に対応する別表第一省令は、法律の施行準備を踏まえ、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定	第24条の2第1項、第2項、第3項、第4項、第6項 第59条第1項、第3項、第4項 ※別表第一の95の項に対応する別表第一省令は、法律の施行準備を踏まえ、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定	事後	法令の改正による
平成28年7月26日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署②所属長	住民課長 吉本 真人	住民課長 水川 綾子	事後	所属長の変更による
平成28年8月23日	IIしきい値判断項目の基準日 1. 対象人数 いつ時点の計数か	2014/12/22	2016/8/1	事後	対象人数の再確認による
平成28年8月23日	IIしきい値判断項目の基準日 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	2014/12/22	2016/8/1	事後	対象人数の再確認による
平成30年2月6日	表紙	国民年金に関する事務の	国民年金に関する事務における		記載方法の確認による
平成30年2月6日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	海田町は、国民年金法、年金生活者支援給付金の支給に関する法律、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。	海田町は、国民年金法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。	事後	記載内容の確認による
平成30年2月6日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	（3）年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき、年金生活者支援給付金の届出の受付を行い、日本年金機構に報告する。また、支給に必要な情報を日本年金機構に報告する。 （4）特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき、特別障害給付金の支給に必要な情報を日本年金機構に提供する。	削除	事後	記載内容の確認による
平成30年2月6日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	・番号法第9条第1項 別表第一の31、83、95の項	・番号法第9条第1項 別表第一の31の項	事後	記載内容の確認による
平成30年2月6日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	第59条第1項、第3項、第4項	削除	事後	記載内容の確認による
平成30年2月6日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	※別表第一の95の項に対応する別表第一省令は、法律の施行準備を踏まえ、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定	削除	事後	記載内容の確認による
平成30年2月6日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	4 国民健康保険管理システム	削除	事後	使用するシステムの見直しによる
平成30年2月6日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	5 団体内統合宛名システム	4 団体内統合宛名システム	事後	前文削除による変更
平成30年2月6日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	未定	実施しない		
平成30年2月6日	IIしきい値判断項目の基準日 1. 対象人数 いつ時点の計数か	2016/8/1	2017/9/1	事後	対象人数の再確認による
平成30年2月6日	IIしきい値判断項目の基準日 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	2016/8/1	2017/9/1	事後	取扱者数の再確認による
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目の基準日 1. 対象人数 いつ時点の計数か	2017/9/1	2019/4/1	事後	対象人数の再確認による
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目の基準日 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	2017/9/1	2019/4/1	事後	取扱者数の再確認による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策 1.提出する特定個人情報保護評価書の種類	-	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	-	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策 3.特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	-	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策 3.特定個人情報の使用 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	-	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	-	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策 5.特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除	-	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続	-	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策 8.監査	-	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策 9.従業者に対する教育・啓発	-	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成31年4月1日	Ⅰ 関連情報 5.評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	住民課長 水川 綾子	住民課長	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更による
令和2年7月17日	Ⅳ リスク対策 8.監査	[] 内部監査	[○] 内部監査	事後	実施内容の確認による
令和2年10月28日	Ⅰ 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	国民年金管理情報ファイル(国民年金管理システムDB)	(1)国民年金管理情報ファイル(国民年金管理システムDB)、(2)国民年金被保険者関係届書(申出書)、(3)国民年金保険料学生納付特例申請書、(4)国民年金保険料免除・納付猶予申請書、(5)国民年金被保険者異動届兼国民健康保険被保険者異動届	事後	記載内容の確認による
令和3年7月9日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(2)国民年金法に基づき、国民年金保険料の免除勧奨及び継続免除審査に必要な情報を日本年金機構に提供する。	(2)国民年金法に基づき、国民年金保険料の継続免除審査に必要な情報を日本年金機構に提供する。	事後	実施内容の確認による
令和3年7月9日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	また、生活保護法による生活扶助の受給開始及び廃止の情報を日本年金機構に提供する。	削除	事後	実施内容の確認による
令和3年7月9日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(1)国民年金法に基づき、年金である給付及び一時金の支給の届出の受付を行い、日本年金機構に報告する。	国民年金法に基づき、年金である給付及び一時金の支給の届出の受付を行い、日本年金機構に報告する。	事後	実施内容の確認による
令和3年7月9日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(2)国民年金法に基づき、障害基礎年金の支給に必要な情報を日本年金機構に報告する。	削除	事後	実施内容の確認による
令和5年9月8日	Ⅱしきい値判断項目の基準日 1. 対象人数 いつ時点の計数か	2019/4/1	2023/4/1	事後	対象人数の再確認による
令和5年9月8日	Ⅱしきい値判断項目の基準日 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	2019/4/1	2023/4/1	事後	対象人数の再確認による
令和5年9月19日	Ⅰ 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒736-8601 広島県安芸郡海田町上市14番18号 海田町役場 福祉保健部 住民課 国保年金係 電話:082-823-9206 ファックス:082-823-9627	〒736-8601 広島県安芸郡海田町南昭和町14番17号 海田町役場 福祉保健部 住民課 国保年金係 電話:082-823-9206 ファックス:082-823-9627	事後	令和5年9月19日の役場庁舎移転後の変更
令和6年4月1日	Ⅰ 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒736-8601 広島県安芸郡海田町南昭和町14番17号 海田町役場福祉保健部 住民課 国保年金係 電話:082-823-9206 ファックス:082-823-9627	〒736-8601 広島県安芸郡海田町南昭和町14番17号 海田町役場 町民生活部 住民課 国保年金係 電話:082-823-9206 ファックス:082-823-9627	事後	令和6年4月1日の組織改編後の変更
令和6年4月1日	Ⅱしきい値判断項目の基準日 1. 対象人数 いつ時点の計数か	2023/4/1	2024/4/1	事後	対象人数の再確認による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	Ⅱしきい値判断項目の基準日 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	2023/4/1	2024/4/1	事後	対象人数の再確認による
令和6年5月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	別表第一の31の項	別表46の項	事後	省令の改正による
令和6年5月27日	I 関連情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(別表省令)	事後	省令の改正による
令和7年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	海田町は、国民年金法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。	海田町は、国民年金法(昭和34年法律第141号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。	事後	字句の修正
令和7年9月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表46の項	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・番号法第9条第1項 別表46の項	事後	字句の修正
令和7年5月21日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業	-	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和7年5月21日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	-	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。